

## 西東京市農業振興計画の見直し（中間のまとめ）案について

（はじめに）

西東京市農業振興計画は、西東京市基本構想・基本計画の「活力と魅力あるまちづくり」の「農業の振興」における施策内容を踏まえ、本市の平成16年度から平成25年度までの10年間について、西東京市の農業のあるべき姿を基本としながら、農業の現状とその課題、方針を中心に平成16年3月に策定したものです。

「食の安心 みんなの健康 生活にうるおい - 農家と市民が育てる豊かな農業 西東京 - 」をキャッチフレーズに掲げ、「市民と進める農地保全」、「魅力ある農業経営の促進」、「多様な担い手の育成」、「市民に身近な生産加工流通体制づくり」、「農家と市民の交流の促進」の5つの柱から計画の体系が組み立てられています。

市では平成16年度以降、本計画に基づいて農業者、生活者、各農業関連機関等と協力して農業施策を展開してまいりました。この間、都市農地保全の重要性や食の安全に対する関心の高まりが見られ、地産地消や食育への取組み等がクローズアップされるようになりました。また、今年度は、農地を最大限に有効活用できるよう農地法の改正が行われました。このような社会状況の変化や市の前期5カ年の取組状況、課題を踏まえて、後期5か年に向けて本計画の中間見直しを行なうこととしました。

中間見直しを行うにあたり、市民の皆さんのご意見・ご提案をいただくため、「見直し案」についてお知らせするとともに、パブリックコメント（市民意見の募集）を実施します。寄せられたご意見・ご提案については、中間見直しの参考にさせていただきます。

（農業振興計画とは）

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」は、食料の安定供給とともに、農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的発展に力点を置いています。特に、この法律では、国の施策が及ぶことが少なかった都市農業の振興を、国の責務として明記したことが特徴であり、都市農業の役割はこれまで以上に重要になっています。また、この法律は、行政の責務だけでなく、農業者及び農業団体、事業者の努力、消費者の役割を定めています。

本計画は、この「食料・農業・農村基本法」における第36条2項の都市農業の位置付けと、第8条による自治体の責務として策定するものです。

また本計画は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置付けられ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。

都市農業は、安全で新鮮な農産物を市民に供給するとともに、緑や防災などの生活環境、生態系などの自然環境の保持、農業を通じた歴史、文化の継承など、多面的な役割を果たしています。

西東京市の農業はまさしくこの都市農業であり、市民の理解と協力のもとに、農業者・農業団体、市民・市民団体及び市がそれぞれの役割を踏まえ、協力、協働することにより、維持、発展していくものと考えます。

本計画はこのような西東京市の農業の推進を図るために、平成 16 年 3 月に策定され 25 年度までの 10 年間の西東京市の農業のあるべき姿を基本とし、現状と課題、課題解決のための方針、施策などが示されています。言わば西東京市の農業振興の背骨となる計画となっています。

農業振興計画は西東京市基本構想・基本計画の「農業の振興」部分に示されている施策内容を踏まえて策定されています。計画の将来像として「食の安心 みんな健康 生活にうるおい ~ 農業と市民が育てる豊かな農業 ~」をキャッチフレーズに、「市民と進める農地保全」「魅力ある農業経営の促進」「多様な担い手の育成」「市民に身近な生産加工流通体制づくり」「農家と市民の交流の促進」を五つの柱とし、この五つの柱に係る施策を進めていくための、農家・JA・市民・行政・民間の役割を示しています。

また、本計画を効率的かつ円滑に進行していくために、行政が主体となる推進プロジェクトと、農業者、市民等が主体となるアクションプランを設定しています。

#### 推進プロジェクト

推進プロジェクトは、主として行政が実施主体となり推進する施策であり、早期に着手する必要があるものを位置付けています。

#### アクションプラン

アクションプランは、農業者と市民・民間団体等が協力することにより、事業効果が高く、実現可能な施策を位置付けています。

また、アクションプランについては、農業者、市民等が主体となって進める計画であり、行政が主体にならなくても事業効果が高いと考えられることから、進め方の例を提示しています。

#### (見直しの目的と方向性)

今回の見直しは、平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間計画の、折り返し地点での中間見直しといった位置づけとなっています。

したがって総合的な改定を行なうものではなく、「農業振興計画とは」で示しました 5 つの柱を基本とする体系を尊重し、前期 5 カ年の進捗状況や、西東京市の農業の課題、また農地の減少、担い手の不足、安全で安心な農産物・地産地消・食育への関心の高まりなどといった社会情勢を反映して、後期 5 カ年における実行性を向上するために行なうものです。

#### (主な見直しのポイント)

##### 西東京市産農産物の普及

西東京市産農産物の普及に向けて、平成 16 年度に決定した西東京市産農産物のキャラクター「めぐみちゃん」とキャッチフレーズ「市民と農家の宝もの けやきの里のめぐみです」が決定したことに伴い、今後さらにこれらの活用を推進する。

##### 援農ボランティア

検討から推進へ（平成 17 年度に開始）

さらなる活かし方の検討

現在 47 名が養成講座修了

## 学校給食

西東京市産農産物を供給しやすいシステムづくりの検討、拡大  
安全で安心な農産物

安全で安心な農産物の生産、提供のための支援

## 市民農園

管理方法の見直し

利用者マナー意識の啓発

農家が開設する市民農園の普及

現在、市内 4 園開設

## 農業体験農園

検討から支援へ（平成 17 年度に開始）

現在、市内 4 園開設

## 農業景観観察事業

検討から推進へ（平成 18 年度から農業景観散策会開始）

毎年度 1 回開催

## 経済的基盤を自立維持できる農業

農業者自らの取り組みと、市民・行政の連携協力

認定農業者制度（平成 18 年度に開始）

現在 43 名を認定

## 環境にやさしい農家の支援

バイオディーゼルの活用

## 多面的機能を活かした農地保全

都市と農業が共生するまちづくり事業の推進

東大農場との連携

## 関連計画

食育推進計画（平成 20 年度策定）

## 西東京市農業の課題

西東京市農業の現状、農家意向調査、市民意識調査及びヒアリング等にもとづき、計画策定委員会で検討した西東京市農業の課題は以下のとおりです。

### 【農地の保全】

- ・西東京市の農地は市域の約 12% を占めており、農業生産の場であるとともに、貴重な緑地空間でもあり、市民の農地保全意向も高くなっています。そのため、生産緑地地区だけでなく宅地化農地も含めた維持方策の検討や、生産緑地地区の追加指定等を推進する必要があります。
- ・農地の保全には相続税の問題が大きく、相続時には生産緑地地区も処分せざるを得ない状況があり制度の改善や相続税納税猶予適用農地の保全方策を検討する必要があります。

### 【生産環境の整備】

- ・都市農業は、居住環境との調整などの課題を抱えていることから、生産環境整備の手法を広く農家に普及し、有効な活用を図る必要があります。

### 【農業生産の向上】

- ・農家意向調査では、農業所得が 300 万円未満の農家が 2 / 3 を占めており、農業所得が高い農家も不動産所得を背景に農業に専念する状況があります。西東京市の農業は、露地野菜、施設野菜、花き、果樹、植木等多様であり、経営形態に応じた支援体制を検討する必要があります。
- ・農業所得が低い農家も、市民との交流等により農産物の有効利用（うめ、柿、くりの販売、加工等）を図り所得の向上を図ることが大切です。

### 【担い手の育成】

- ・農家意向調査では、後継者もあり継続が可能な農家と、継続の意向はあるが労働力に見合った生産に縮小する農家に分かれる傾向にあります。一方、相続税納税猶予制度の適用を受けた農地は、後継者の営農が条件となるため、Uターンなどが増加することが考えられます。このため、定年帰農や新たな参入への支援及び労働力確保の方策を検討する必要があります。
- ・農家の労働力不足に対してはボランティア講座の実施や、ボランティアの活かし方等、市民による多様な援農の仕組みづくりを検討する必要があります。
- ・農家女性は、農業経営に関して重要な役割を果たしており、家族労働のルールづくり等による労働条件の改善を図る必要があります。また、農産物加工は、農家女性の力が発揮できる場ですが、組織的な取り組みは不十分な状況です。農産物加工に関心を示す市民やNPO法人等もあることから、協働による加工等の仕組みを検討することも重要です。

### 【農産物の流通】

- ・ 農家の販売形態は、直売が半数近くを占めますが、契約栽培、畝売り・株売り、観光農園、通信販売等多様化する傾向にあります。市民の地場農産物入手意向は高く、スーパーなど日頃買物に利用する場での販売を求めています。そのため、西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」を活用するなど西東京市産の農産物をわかりやすく表示し、市民の身近なところで販売する方策を検討する必要があります。
- ・ また、野菜、花卉、果樹、植木等、西東京市産の多彩な農産物について、市民まつりなどイベント事業を活用して市民に周知していく必要があります。
- ・ 特に、人が集まりやすい場所（スーパーだけでなく駅、商店街等を含め）での販売、共同直売など新たな方策を考える必要があります。
- ・ 直売所については、市民は新鮮さ、安さを評価する一方、品揃えや量の不足への不満も高く、品揃えや量を充分供給できる共同直売所の設置も検討する必要があります。
- ・ 食育や地産池消を推進するために、農業者が西東京市産の農産物を供給しやすいシステムを検討し、学校給食への供給を一層拡大する必要があります。

### 【安全なおいしい農産物の供給】

- ・ 市内の農家は、安全性の高い農業を志向しており、これは市民ニーズにも応じたものとなっています。より安全で安心な農産物の生産・提供のための支援を強化する必要があります。
- ・ 市内において作付面積が大きい植木については、引き続き剪定枝を有効に活用する仕組みを検討する必要があります。

### 【農業関係団体の連携】

- ・ 西東京市内には2つのJA組織があり、市民まつりを機会に合同の取り組みを行っています。今後さらに生産者組織の交流、学校給食等の課題に応じた交流を促進していく必要があります。

### 【市民との交流】

- ・ 農家は農産物の販売を通じた市民との交流を求めています。市民は野菜や花づくりの支援、料理や漬物づくりを通じた交流を求めています。市民との交流を促進するためには、農家、市民の相互の情報交換を重視し、農家の持つ生産技術や加工技術を市民の伝える場をつくる必要があります。
- ・ 前述のように、農家の女性の活動を活性化するために、市民の力も活用した取り組みを検討する必要があります。

### 【市民の農業体験の場づくり】

- ・ 市内には市民農園が4カ所、家族農園が1カ所ありますが、市民の農業体験意向は高く現状では不足する状況です。市民農園については、利用期間の短さ、指導の不足、利用者の意識の問題等の課題があります。今後、管理方法の見直しや利用者に対するマナー意識の啓発などに取り組む必要があります。また農家が直接開設する市民農園

の普及などを推進していく必要があります。

- ・市民農園や家族農園のように、農地を貸した場合は相続税納税猶予制度が適用されないことから、農家が経営として行う農業体験農園等を支援する必要があります。
- ・うめ・くり畑の体験活用、ガーデニングや花の摘み取り園、生垣の見本園、公園の樹木を活用した剪定講習、公園の落ち葉はきによる堆肥づくりなど、多様な農業体験の場を検討する必要があります。

#### 【農業景観を活かしたまちづくり】

- ・市民は農業により作り出される景観（季節感、植木の緑等）を評価している一方、農家意向調査では、農地へのゴミ捨ての対策の必要性が上位を占めており、都市農業の難しさが表れています。そのために、市民に身近な農業、農業景観の価値を周知するために、市民と農家が協働で地域の景観散策などの事業を推進・検討していく必要があります。

## 西東京市農業の特徴

### (1) 市民に身近な農業

西東京市の農家数は、平成12年2月1日現在324戸で、キャベツ、こまつな等の野菜、鉢もの・花卉植木類、梨、ぶどう等、多様な作物が生産されています。また、100カ所以上の農家の直売所があり、市民意識調査では80%近い市民が利用していることが特徴の一つとなっています。農地面積は市域の12%に過ぎませんが、市内に点在しており、市民意識調査では、80%近い市民が農地が近くにあるとし、90%以上が農地を残してほしいと答えています。このような状況から、西東京市の農業は「市民に身近な農業」「市民に見える農業」といえます。

### (2) 安全で市民生活を豊かにする農業を

農業・農地について、市民は環境に配慮した農業、新鮮で安全な農産物の供給、うるおいのある環境をつくる農地を求めています。また、農業・農地に感じることで、新鮮な野菜の供給、季節感、植木の緑としての効果をあげており、安全で新鮮な農産物の供給とともに、緑の生活環境として農地を評価しています。農家も、今後さらに新たな技術の導入等、安全安心な農業に向けて、市民の理解と協力をもとに、引き続き「安全で市民生活を豊かにする農業」を推進する必要があります。

## 将来像

このような特徴を踏まえて、西東京市の農業は、市民の食と生活を支えるものであり、安全な農産物の供給と緑豊かな環境づくりを、農家と市民が協働で推進することをめざして、将来像を以下のように設定します。

食の安心 みんなの健康 生活にうるおい  
農家と市民が育てる豊かな農業 西東京

## 基本方針

市民の心と体の健康を支える都市農業を普及し、農業者、市民の共通認識をつくる食は人間の生命維持のもとであり、食を供給する農業は、市民の健康を守る基本となるものです。農業に係わることを通して、生命の大切さを市民や未来を担う子供たちに伝え、農業者と市民がお互いに理解を深め、農業を発展させる環境をつくりま

### 農業者がいきいきと働く、農業経営をつくる

農業は、播種、栽培、収穫、販売と一貫して取り組める職業であり、苦労は多くとも他の職業にはない良さがあります。農業者自らが消費地に近いという利点を活かして、高付加価値化、販売量の増大、コスト縮減、安全で環境に優しい農業を取り組むことで、市民に必要とされ、また市民に支えられ喜ばれる農業を目指します。また農業者、市民、行政等が連携・協力して、後継者が生きがいを持って働ける環境づくりに取り組みます。

### 生産、環境の基盤となる農地を保全する

農地は農業生産だけでなく、生態系や環境の維持、市民の防災空間、子供たちの教育の場など多面的な役割を果たしています。生産環境としての整備や地力の維持向上を図るとともに、このような役割について、市民の理解を深め、市民の利用による農地の保全を推進します。

### 農業者と市民の協力、協働を促進し、農のあるライフスタイルをつくる

市民が西東京市農業を理解するためには、これまで以上に、農業に関する情報提供や農業者と市民の交流の機会を拡大することが大切です。そのために、農業体験の場を拡大するとともに、農業者と市民が協力、協働する体制をつくり、市民生活に農業、農業環境を活かしたまちづくりを進めます。

## 基本指標の設定

概ね 10 年後の平成 25 年度の主要な指標を、以下のように設定します。

### ( 1 ) 農家数

平成 12 年 2 月 1 日現在の農家数は 324 戸であり、平成 7 年から 12 年までの 5 年間の傾向が続くものとして、平成 25 年度の農家数を概ね 260 戸と設定します。

### ( 2 ) 農地面積

平成 25 年度の農地面積は、戸あたり農地面積 59.6 a (平成 12 年現在) に 260 戸をかけると 155ha となりますが、農地保全施策を展開することを考慮し 150ha と設定します。

### ( 3 ) 中核的な農家数

中核的な農家は農業継続意向が高く、効率的でかつ安定的な経営を行う農家として、農家意向調査をもとに、経営モデルに該当する所得を目標とする農家とし、認定農業者を 60 戸と設定します。

### ( 4 ) 農用地利用集積目標

中核的な農家の農用地面積は、戸あたり農地面積 83a (農家意向調査) に 59 戸をかけると 49ha となることから、農用地の利用集積目標は 31% と設定します。

### ( 5 ) 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする雇用労働や援農労働などの活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間は、おおむね 1,800 時間と設定します。

年間農業所得の目標は、中核的な農家は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間 1,000 万円、経営規模の拡大や、集約的な農業への転換が困難な農業経営体や農業を主とする兼業農家は、概ね年間 500 万円と設定します。

また、本市は自給的な農家も少なくないため、10 a 当たりの所得目標を 15 ~ 30 万円と設定し、すべての農家が販売に取り組むことを目標とします。

### ( 6 ) 農業経営の改善

農産物の販売では都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に地場流通を促進します。農業経営は新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農による労働負担の軽減、家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

(7) 経営モデルの設定

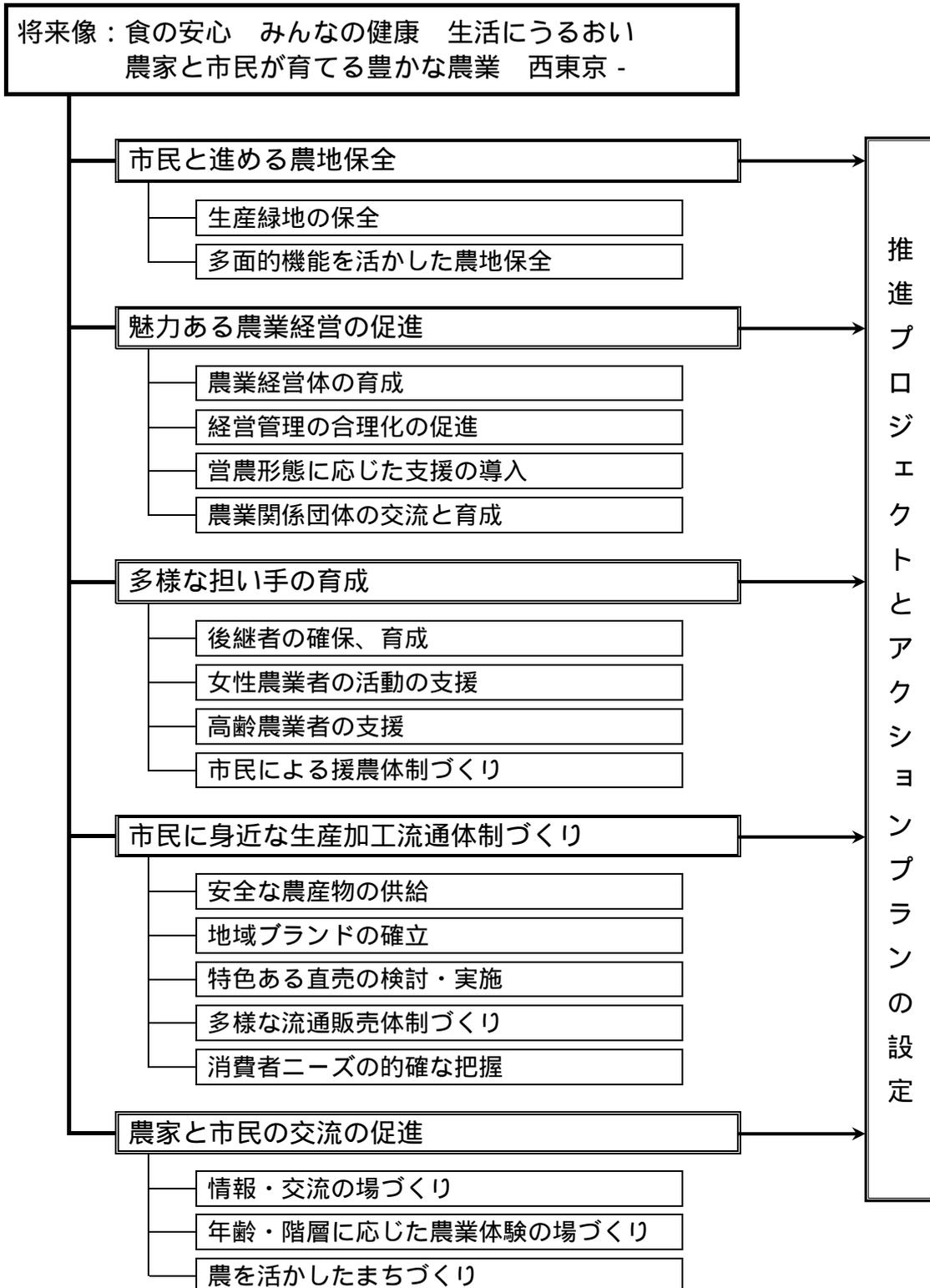
経営モデルは、中核的な農家など、本市の農業を担う農業経営体を概ね10年間で育成する目標として、下表に示す営農類型別に設定します。

西東京市営農類型別経営モデル

営農類型	経営面積 (作付面積)	主な品目	労働力	農業所得	主な施設・設備
野菜経営 (契約栽培 + 直売)	100a (300a) 施設 10a	コマツナ、ホウレンソウ、 ダイコン、トウモロコシ、 エダマメ等	2.5人	1,000万円	パイプハウス
野菜経営 (市場出荷 + 直売)	100a (200a) 施設 5a	キャベツ、ブロッコリー、 トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ等	2.5人	700万円	パイプハウス
野菜経営 (直売)	60a (100a) 施設 10a	トマト、キュウリ、ナス、 エダマメ、トウモロコシ、 コマツナ等	2人	400万円	パイプハウス
しいたけ(市 場出荷+直 売)	施設 5a	しいたけ・まいたけ	2人	400万円	パイプハウス
畜産経営(市 場出荷)	100a	肉牛	2人	1,000万円	厩舎
果樹経営 (直売)	50a	梨、ブドウ、ブルーベリー、 カキ	2人	400万円	果樹棚 スピードスプ レーヤー スプリンクラ ー
	100a		3人 + 雇用1人	800万円	
花卉 (市場)	40a 施設 20a	花壇苗、鉢物	3人 + 雇用2人	1,000万円	鉄骨ハウス パイプハウス 土詰め機
植木	80a	ハナミズキ、ソヨゴ、シャ ラ、シラカシ、コニファー 類等	2人 + 雇用1人	500万円	パワーショベ ル クレーン付き トラック
	200a		2人 + 雇用2人	1,000万円	
農業体験農 園 + 直売	50a (農業体験農 園) (30a)	直売野菜類	1人	400万円	移動式トイレ 講習用パイプ ハウス

## 計画の体系

将来像を実現するために「市民と進める農地保全」、「魅力ある農業経営の促進」、「多様な担い手の育成」、「市民に身近な生産加工流通体制づくり」、「農家と市民の交流の促進」の5つを柱として、計画の体系を組み立てるとともに、行政が主体となる推進プロジェクトと、農業者や市民等が主体となるアクションプランを設定します。



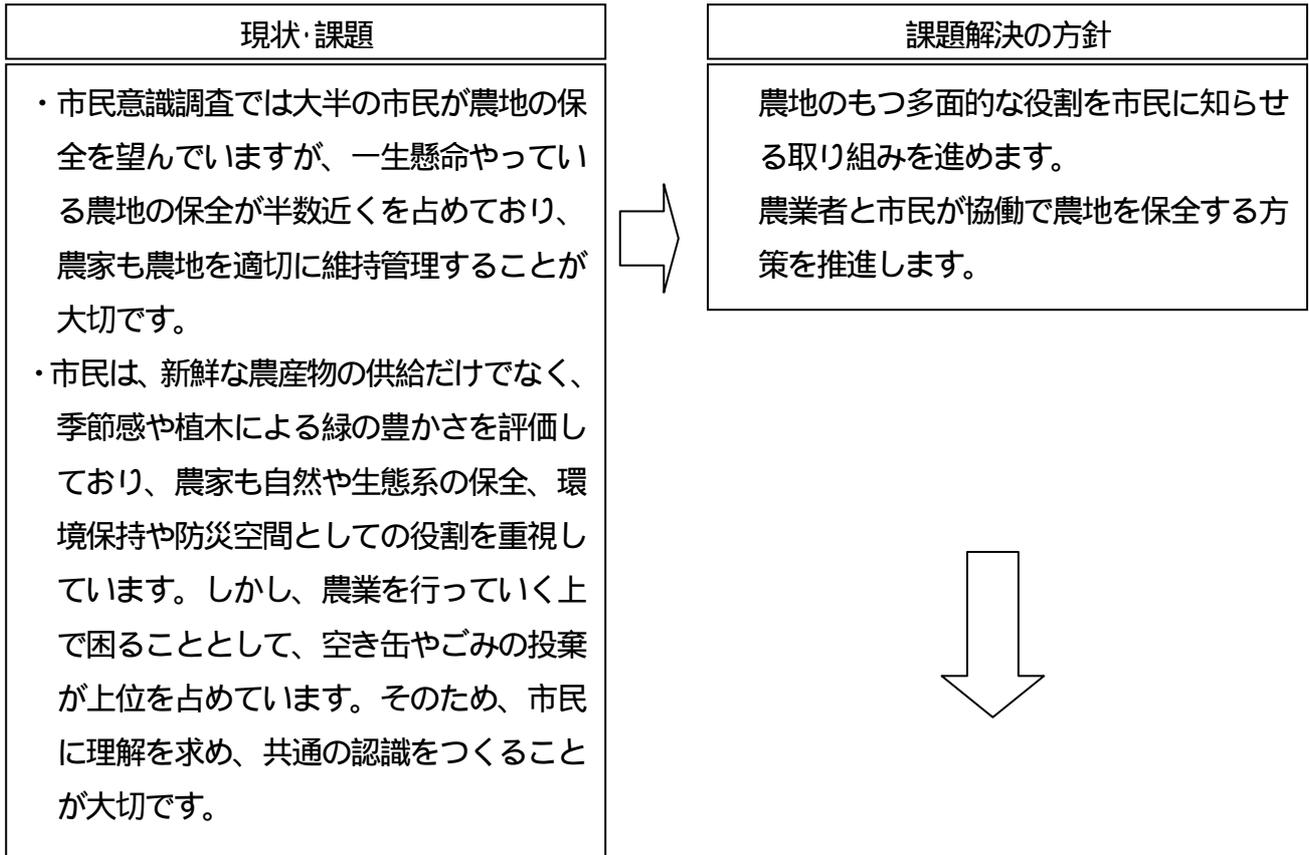
## 市民と進める農地保全

### ( 1 ) 生産緑地の保全

現状・課題	課題解決の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の生産緑地面積は 156ha で農地面積の 83%を占め、農家の 62%が現状維持の意向がある反面、相続時には処分せざるを得ない農家が 49%を占めており、相続税への対応が都市農業の共通した課題です。</li> <li>・生産緑地は、都市計画など他の計画でも保全空間とされており、市民生活と調和のとれた生産環境を確保する必要があります。</li> <li>・宅地化農地も農家は農地として現状を維持する意向が強く、生産緑地地区指定拡大の意向もあります。</li> <li>・宅地化農地の活用策としての市民農園は、相続時に売却されるなど、継続が困難になる例もみられます。</li> </ul>	<p>農業施策だけでなく、関連する計画により生産緑地の保全を位置付け、支援方策を検討します。</p> <p>農地の相続税の課題に対応できる農地保全制度や生産基盤整備に係る制度の有効活用を図ります。</p> <p>市民農園、家族農園及び農業体験農園の位置付けを検討するとともに、宅地化農地保全を図ります。</p> <p>農業委員会による肥培管理の徹底、指導を進め、農地保全を図ります。</p>

施 策 の 内 容		( : 主体 : 支援 )				
項 目	内 容	農 家	J A	市 民	行 政	民 間
関連計画による農地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン、緑の基本計画等と連携した保全(緑地空間)</li> <li>・防災計画と連携した保全(防災空間)</li> <li>・農地の重要性と農地確保のための情報提供(買い上げの財政負担の検討)</li> </ul>					
農業体験農園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験農園の増設</li> <li>・支援制度の確立、普及</li> </ul>					
生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農業支援総合対策事業等の制度PRと活用</li> </ul>					
市民農園・家族農園の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園及び家族農園は、相続等により持続することが困難になるため、農家の意向等を考慮しつつ、農業体験農園の普及を基本とする</li> </ul>					
生産緑地地区の再指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より確実な保全策として農家の意向を踏まえた生産緑地指定の追加を検討する。</li> </ul>					

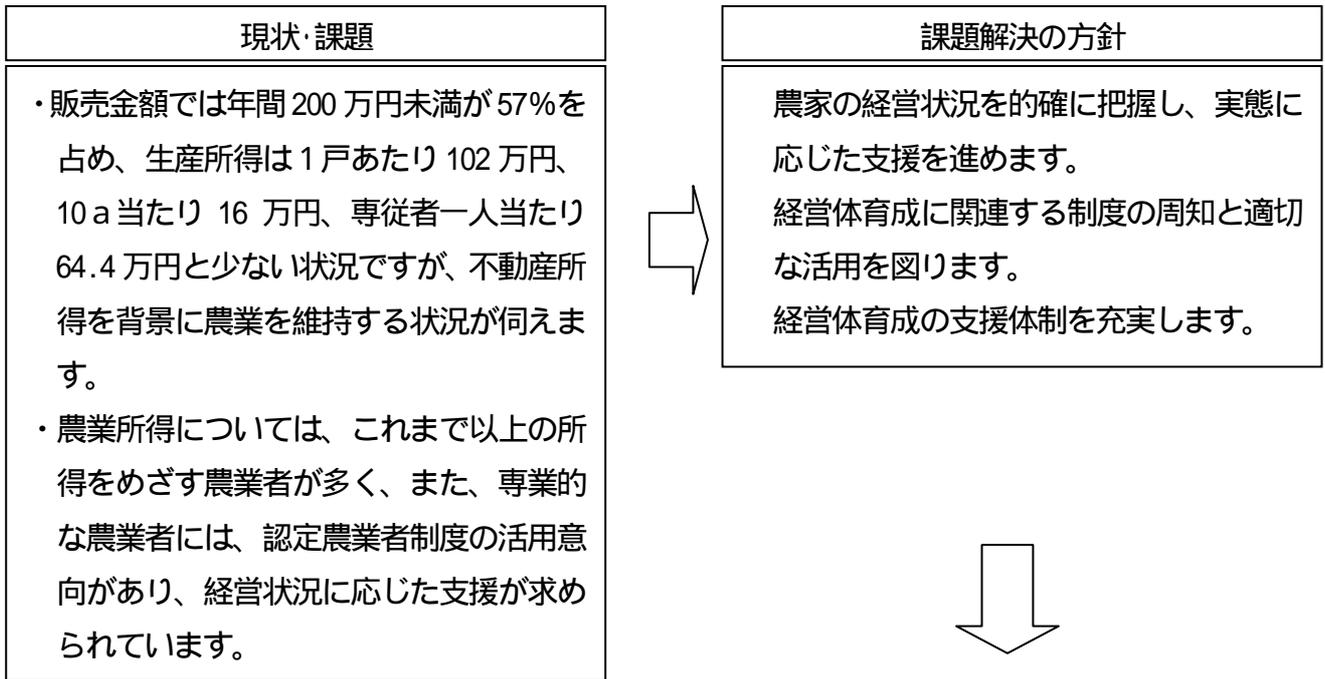
(2) 多面的機能を活かした農地保全



施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
農地へのごみ投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地へのごみ投棄の問題の市民啓発</li> <li>・ 市民も含めた防止活動を推進</li> <li>・ 農地へのP R看板の設置</li> </ul>					
農地周りの環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、地域住民への環境美化の呼びかけ</li> <li>・ 市民、地域住民との協働による植栽の推進</li> </ul>					
防災農地の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A、行政の検討組織の設置</li> <li>・ 防災農地の事例研究</li> <li>・ 農家、J Aと行政、地域住民との協定による災害時における農地の活用</li> </ul>					
学校農園の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に身近な農地の実態把握</li> <li>・ 学校と農家との協議による検討実施</li> </ul>					
適正な農地管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の実態把握と肥培管理指導</li> </ul>					
都市と農業が共生するまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者、市民、行政とが連携した体制づくり</li> </ul>					

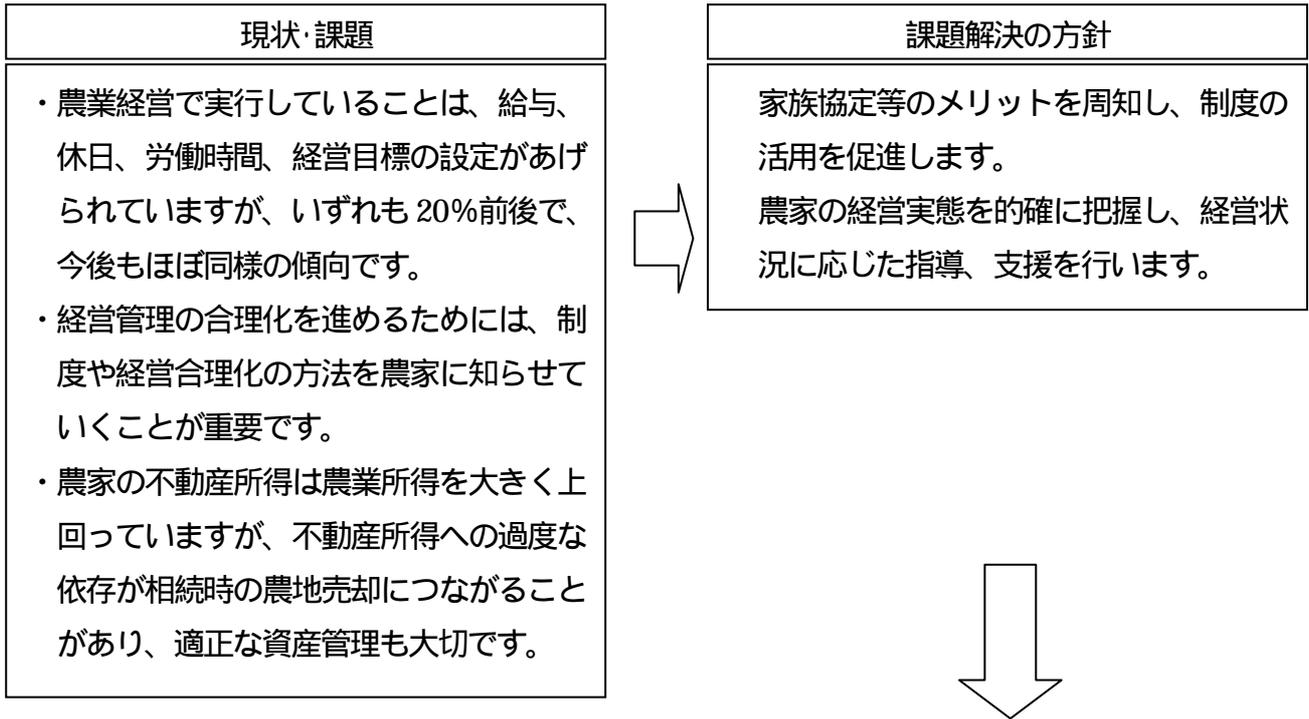
## 魅力ある農業経営の促進

### (1) 農業経営体の育成



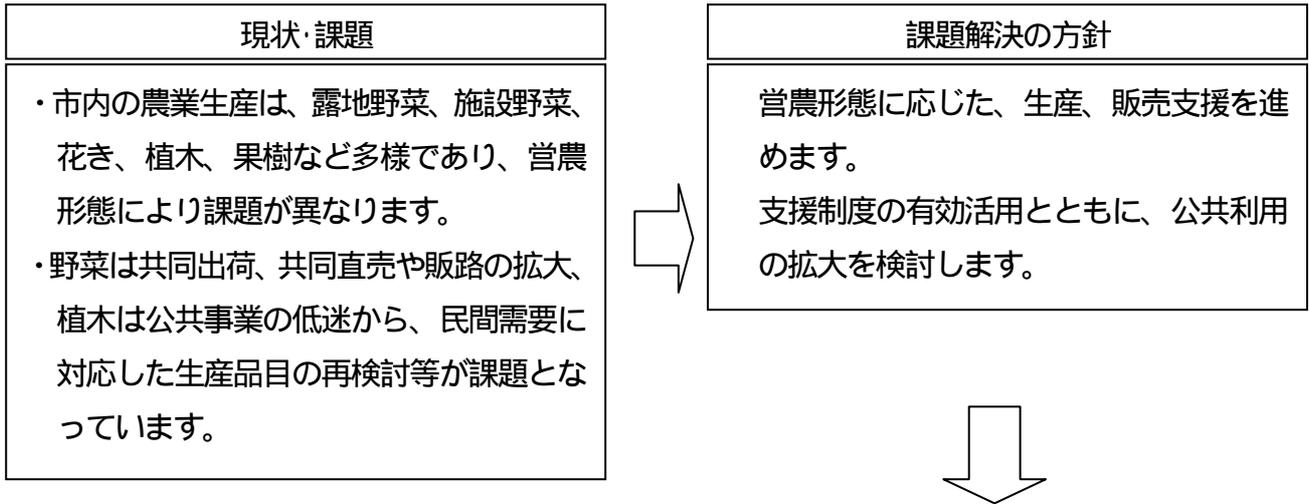
施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
認定農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者制度の普及と経営改善計画策定に向けての相談・助言</li> <li>・支援センターの設置による相談機能の充実</li> <li>・利子補給等の支援策の検討</li> </ul>					
生産環境・施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市農業支援総合対策事業等の制度 P R と活用</li> </ul>					
農業経営診断による経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実</li> <li>・専門家による診断等</li> </ul>					

(2) 経営管理の合理化の促進



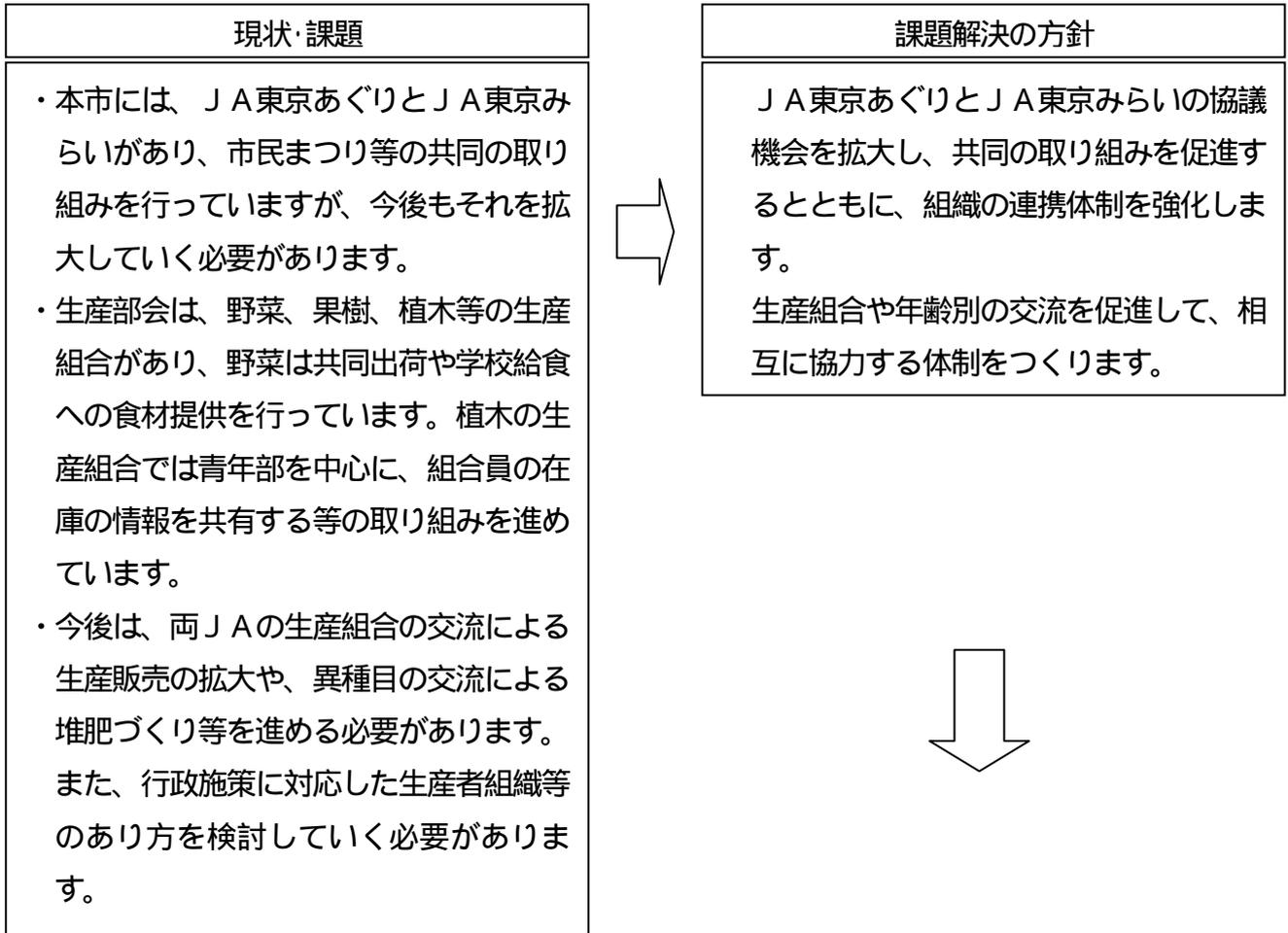
施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
家族経営協定の締結の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定実施経営体の事例、情報提供</li> <li>・ 希望農家の把握と研修の実施</li> <li>・ 個別農家の協定締結</li> </ul>					
経営管理の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青色申告の実施</li> <li>・ 複式簿記記帳の促進</li> </ul>					
研修、講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン・農業簿記講座の実施</li> <li>・ 経営研修の実施</li> </ul>					
経営相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営維持を基本とした不動産経営、管理指導</li> </ul>					

(3) 営農形態に応じた支援の導入



施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
<b>【野菜農家】</b>						
環境にやさしい農業の支援	・土づくりなどに係る助成 ・ 農業技術の普及 ・ 廃食油のハイブリッドの活用					
共同直売・定期市の開催	・参加希望農家の把握、場の提供					
産直プロジェクト(eマーケット)の普及	・制度、実施事例の情報提供					
農業体験農園の増設	・農業体験農園の拡充					
<b>【植木・花き農家】</b>						
公共利用の推進	・公共施設緑化への地元の植木、花きの導入					
新品種導入の支援	・屋上緑化等に対応した品種導入 ・新品種の情報提供 ・事例視察、研修の実施					
記念花木の利用推進	・誕生、結婚、新築等市民の記念日植樹の活用の検討					
<b>【果樹農家】</b>						
新品種導入の支援	・新品種の情報提供 ・事例視察、研修の実施					
観光農園の普及	・ぶどう、梨の産地化の推進 ・市民への観光農園の情報提供 ・新たな観光農園の検討(ブルーベリー等)					
うめ、くりを活用した農業体験の普及	・農家の実態把握 ・栽培、加工の一貫した農業体験の検討、普及					

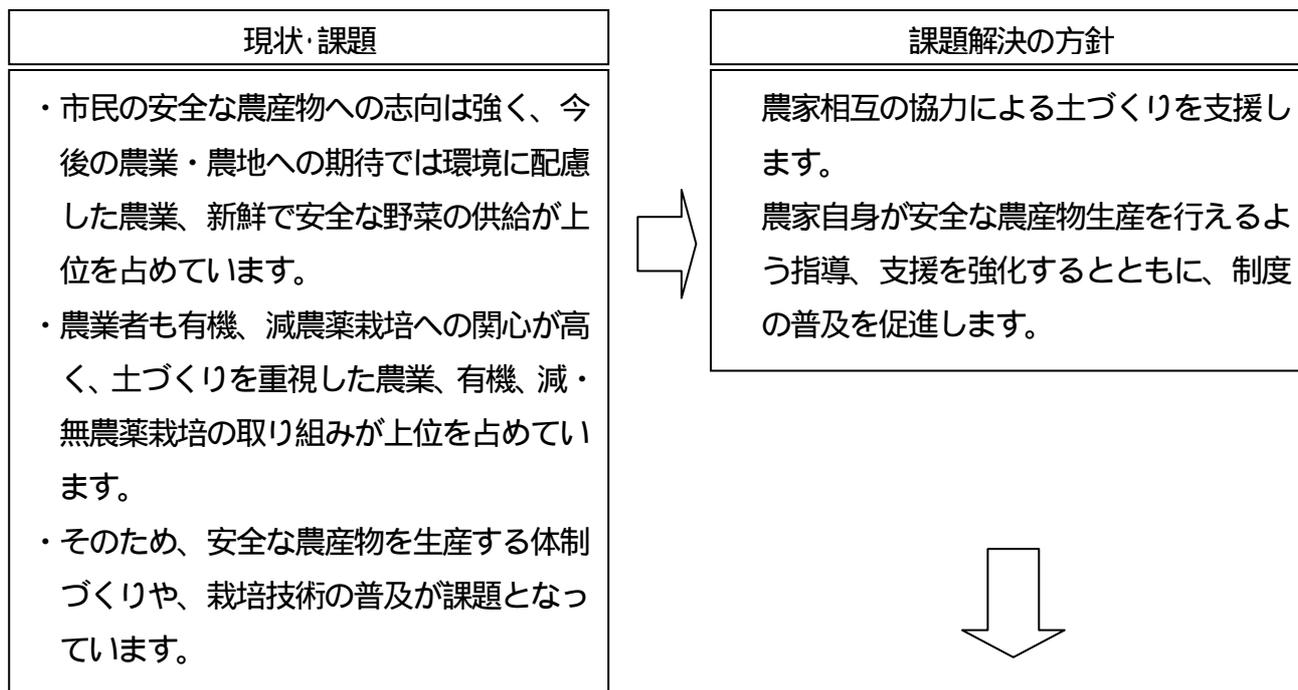
(4) 農業関係団体の交流と育成



施策の内容 ( :主体 :支援)						
項目	内容	農家	ＪＡ	市民	行政	民間
生産者組織の交流による生産体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両ＪＡの野菜、植木花き等生産者組織の話し合いの実施</li> <li>・共同出荷、相互支援の実施</li> </ul>					
異種目、世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜農家と植木農家の交流の拡大</li> <li>・世代別の女性農業者の経験交流等の実施</li> </ul>					
ＪＡ東京あぐりとＪＡ東京みらいの共同事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まつりの充実</li> <li>・直売、定期市の共同開催</li> <li>・地域イベントへの参加等の相互協力</li> <li>・生産者組織の一体化の検討、実施</li> </ul>					

## 市民に身近な生産加工流通体制づくり

### (1) 安全な農産物の供給

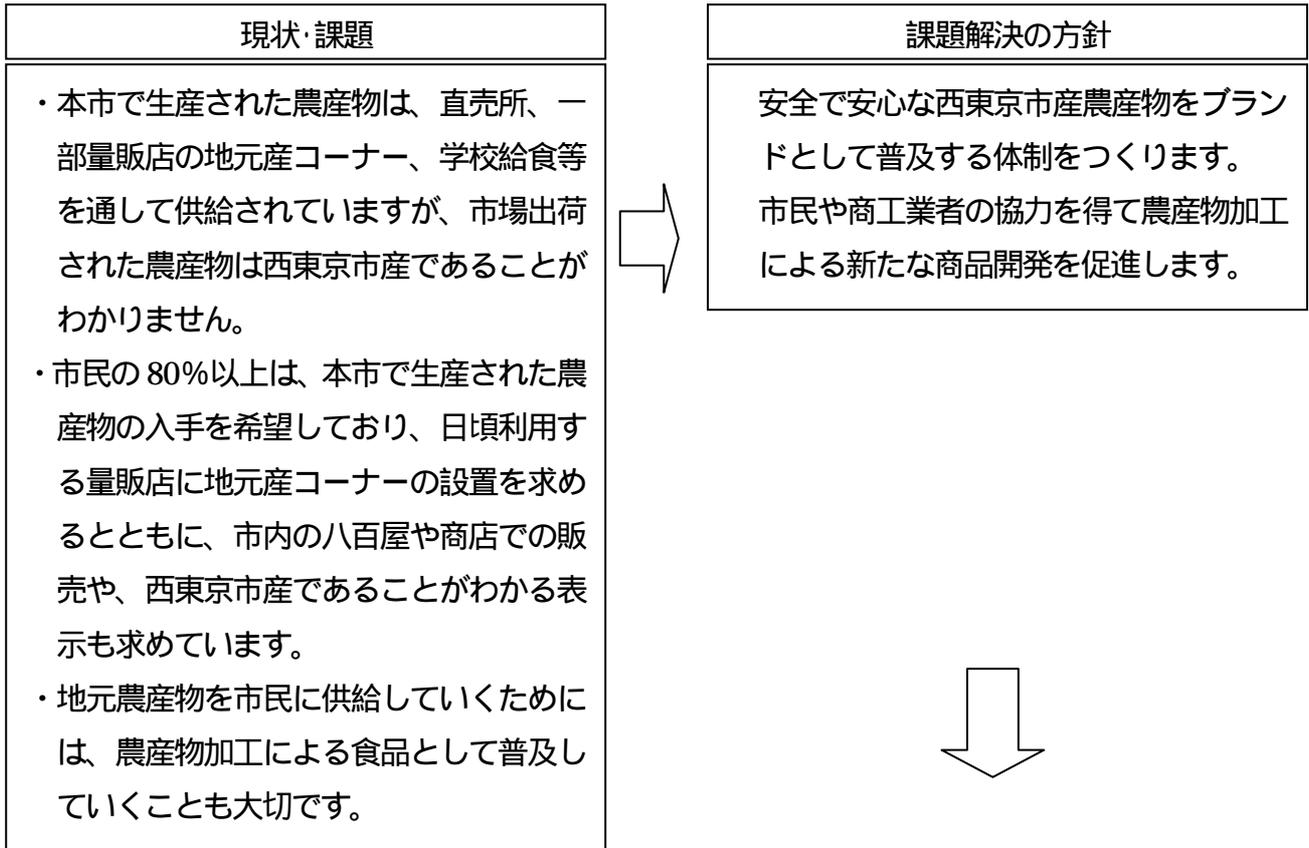


施策の内容 ( :主体 :支援)						
項目	内容	農家	JA	市民	行政	民間
農家連携による堆肥づくりの検討	・野菜農家と植木農家の意向把握、相互の情報提供 ・検討組織の設置と実践					
剪定枝等のチップ化の支援	・先進事例の把握 ・植木、園芸団体との協議による方策検討 ・支援制度の検討					
トレイサビリティ(*1)の徹底	・法規制の遵守のために情報提供、注意喚起					
農産物認証制度の普及	・行政、JAを通じた制度PRと活用					
エコファーマー(*2)認定の普及	・行政、JAを通じた制度PRと活用					

\*1 トレイサビリティ：食の安全・安心を確保するため、農産物がいつ、どこで、どのように生産・流通されたか記録し、万一食品事故が発生した場合もその原因究明を容易にする。

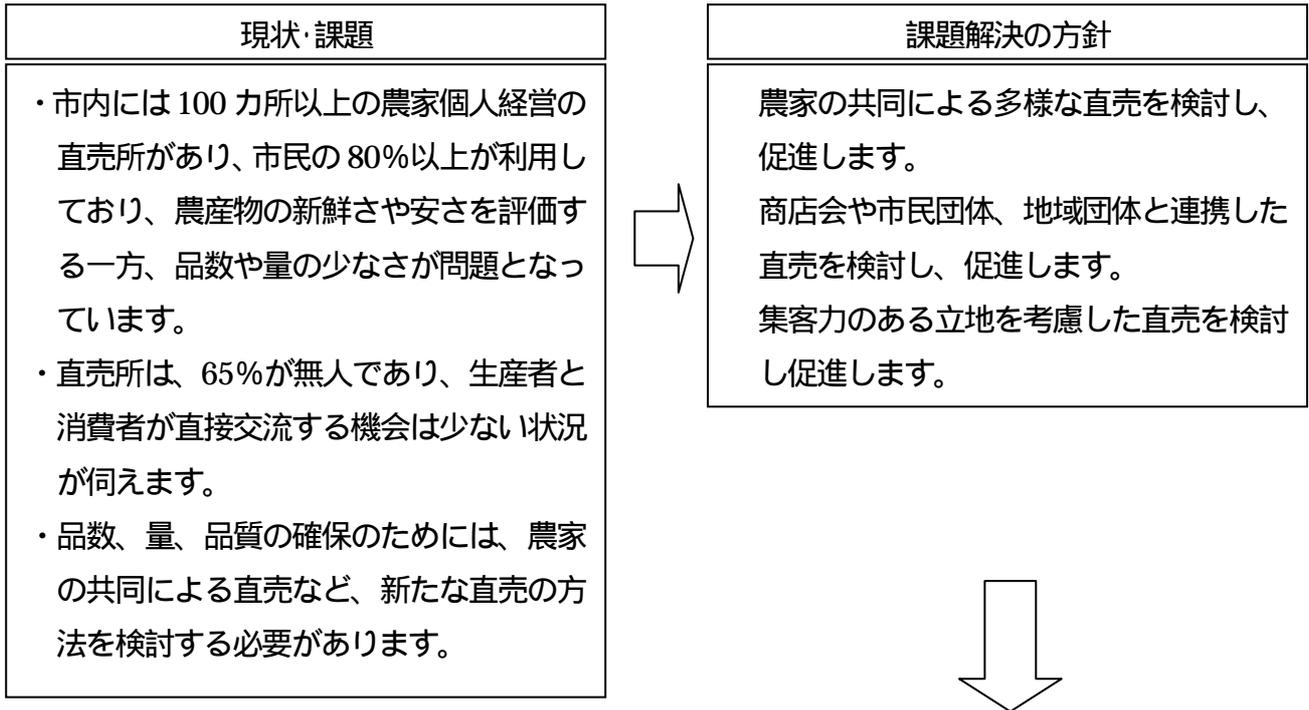
\*2 エコファーマー認定：平成11年度に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」にもとづく認定制度であり、農業者が、堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式（持続性の高い農業生産方式）を自分の農業経営に導入する計画を立て、都知事に申請し認定を受ける。

(2) 地域ブランドの確立



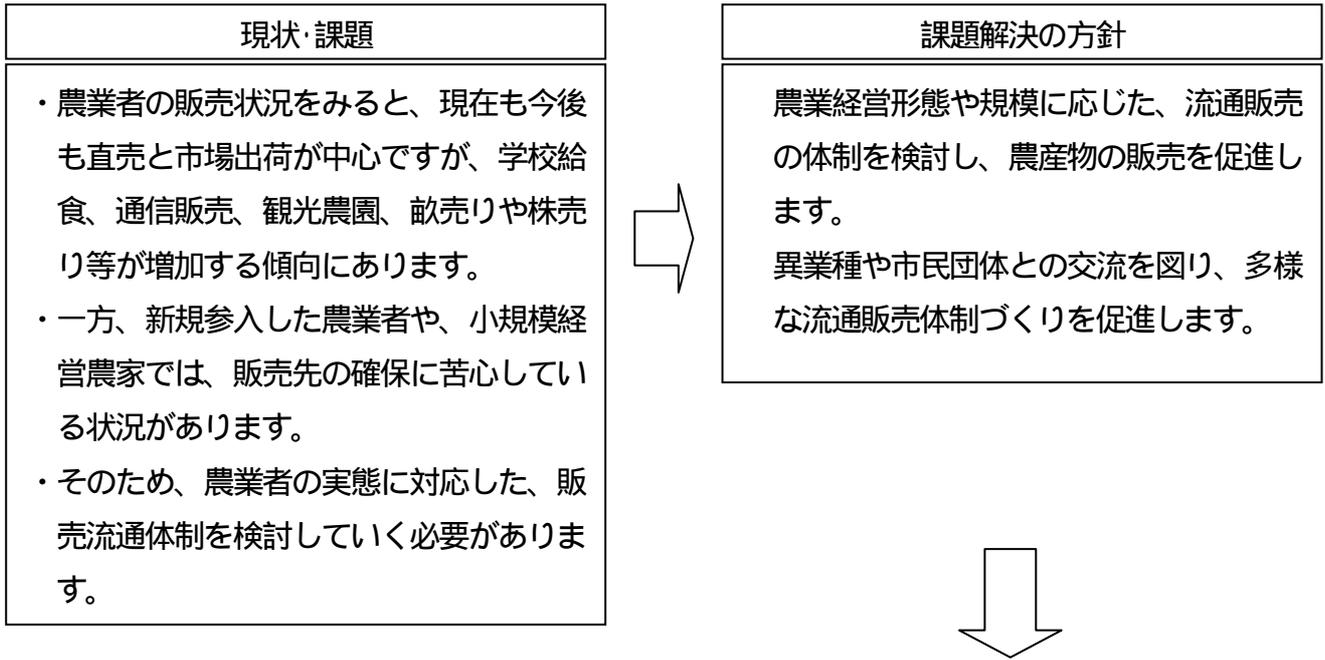
施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
めぐみちゃんブランドの普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業団体、市民・民間団体、行政によるネーミング、ロゴマーク等の検討、作成</li> <li>・特産品の生産・流通の推進</li> </ul>					
女性農業者等による加工品開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物加工の体制づくり(前掲)</li> </ul>					
企業、市民との連携による加工品開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業者団体との交流の実施</li> <li>・市内の菓子、うどん等の食品加工業者と地場農産物を活用した食品の開発</li> <li>・関心ある市民との交流と加工品開発</li> </ul>					

(3) 特色ある直売の検討・実施



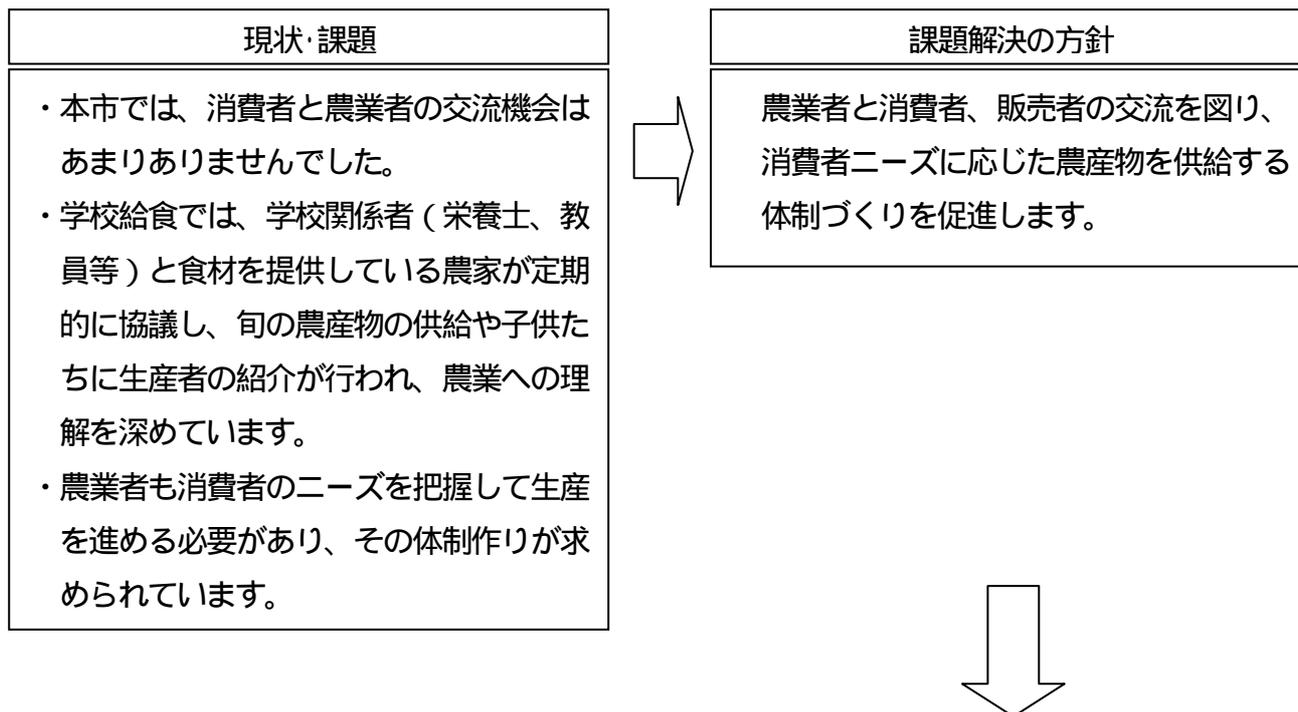
施策の内容 ( :主体 :支援)						
項目	内容	農家	J A	市民	行政	民間
共同直売所の設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A を主体に行政、市民団体、民間団体が参加する検討組織の設置</li> <li>・ 施設内容、運営方法等の検討</li> </ul>					
空き店舗活用による直売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店会と J A の交流の実施</li> <li>・ 空き店舗の情報の把握と、直売の可能性の検討、実施</li> </ul>					
定期市の開催の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅構内、銀行駐車場など集客しやすい場所の把握</li> <li>・ 定期販売できる体制の検討</li> <li>・ 通勤者を対象とした夕方から夜間の販売の検討</li> </ul>					
行事と連携した直売の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関、商店街等の民間団体のイベント情報の把握</li> <li>・ 主催団体との連携による直売の可能性の追及</li> <li>・ 自治会等の地域行事と連携した直売の検討</li> </ul>					

(4) 多様な流通販売体制づくり



施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
量販店における販売の充実	・ 生産者組織の充実、参加者の拡大 ・ 生産量の確保と供給体制づくり					
青果店における販売の検討	・ 青果店組織と生産者組織の交流の実施 ・ 販売体制の検討					
学校給食の拡大	・ 教育委員会、J A、参加農家の交流の実施					
インターネット販売の促進	・ J A、行政による研修、普及 ・ J A、行政、市民団体、民間団体のホームページとのリンク					
地元飲食店における活用の拡大	・ 飲食店団体とJ A、生産者団体の交流実施 ・ 活用方法と活用のPRの検討					
生協等との連携	・ 生協等消費者団体とJ Aの交流の実施 ・ 販売の可能性の検討					
農作業体験を通じた販売の普及	・ うめ、くりのオーナー制の検討 ・ 畝売り、株売りの普及 ・ 農産物加工、調理技術の指導と普及					

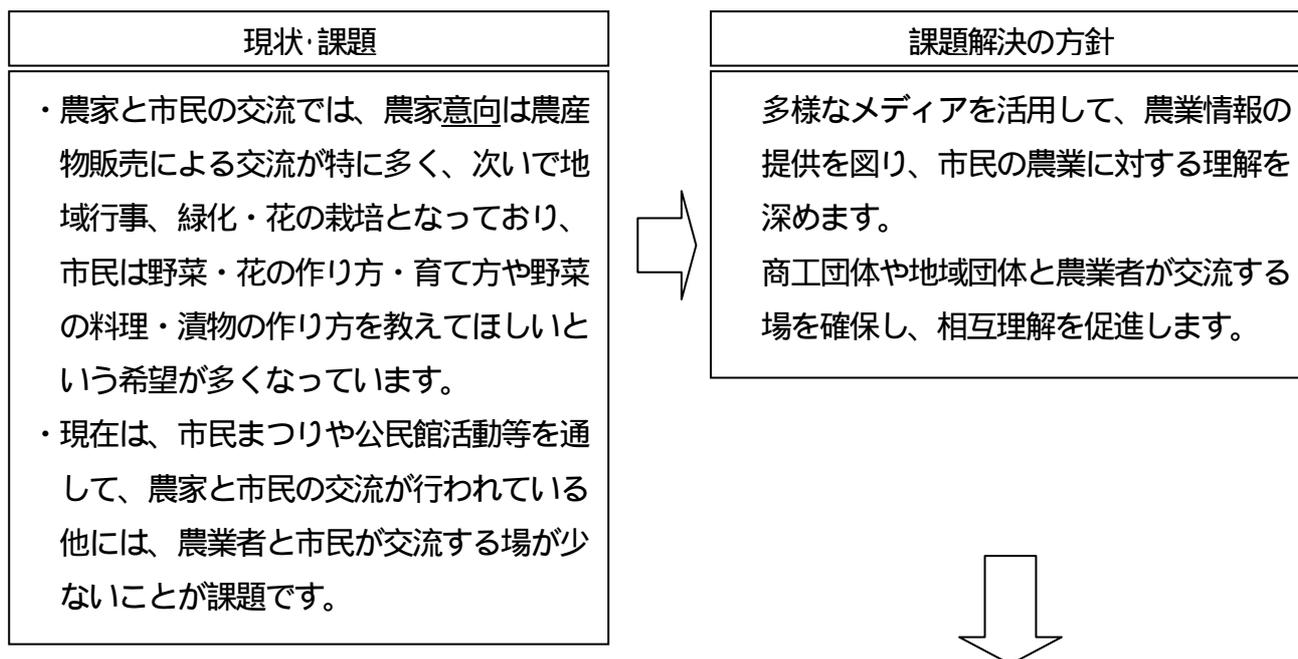
(5) 消費者ニーズの的確な把握



施策の内容（ :主体 :支援）						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
消費者との交流によるニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 主体の消費者団体等との定期的な交流の実施</li> <li>・ 団体を通じたアンケート等によるニーズの把握</li> <li>・ モニター制度の検討</li> </ul>					
学校給食関係者の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養士、教員、P T A、教育委員会と参加農家の話し合いの場の設定</li> </ul>					
量販店と販売農家の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 量販店、J A、販売農家の定期協議の実施</li> </ul>					
多様な情報把握の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページによる意見、ニーズ把握</li> <li>・ モニター制度の検討</li> </ul>					

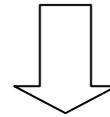
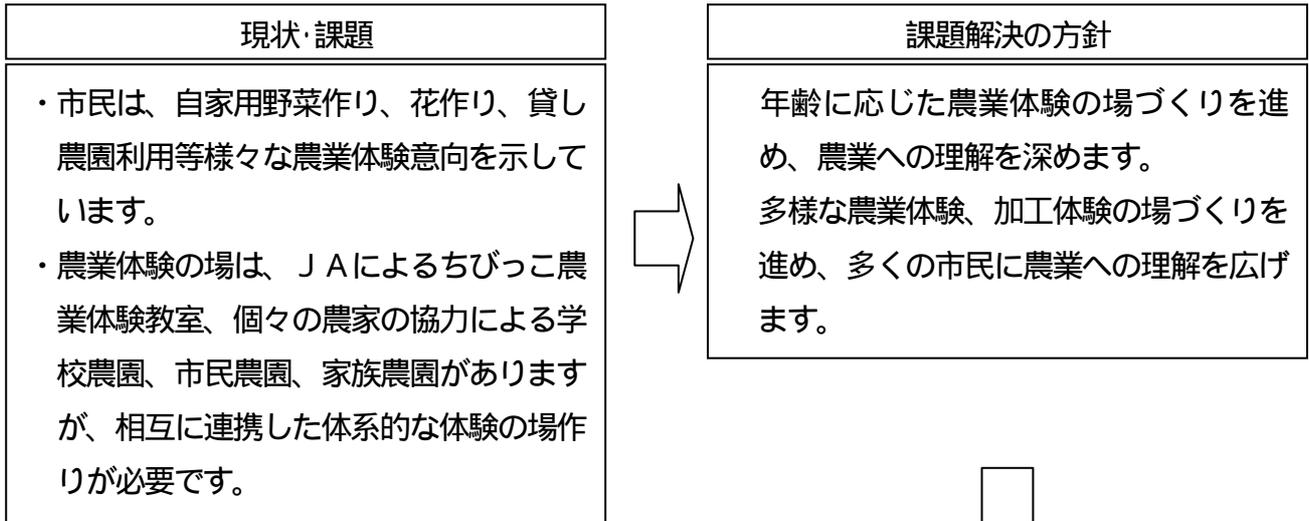
## 6. 農家と市民の交流の促進

### (1) 情報・交流の場づくり



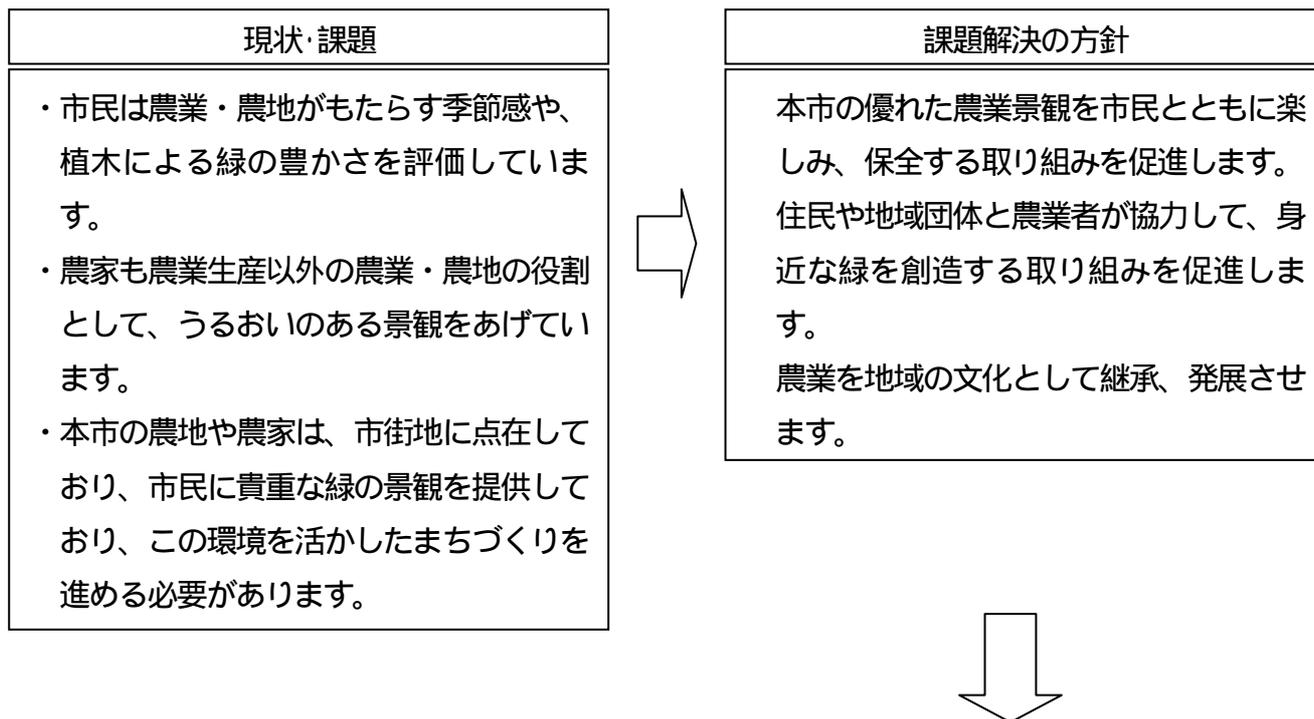
施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
農業情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、広報紙等を活用した農業情報の提供</li> <li>・農業イベント、農家紹介等の農業情報紙の発行（J A情報誌の活用も含め）</li> <li>・直売所の紹介(マップの充実、更新)</li> </ul>					
市と農家ホームページのリンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の農業関係ホームページと、J A、農家のホームページをリンクした情報の提供</li> </ul>					
市民まつりの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民まつりの充実</li> </ul>					
商店街行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J Aと商店会との協議の実施</li> <li>・直売、農業情報提供の場づくり</li> </ul>					
地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農業者と自治会等の協議の実施</li> <li>・直売、農業情報提供の場づくり</li> </ul>					
園芸相談窓口の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸関係団体による相談体制づくり</li> <li>・J A、共同直売所等に窓口設置</li> </ul>					
地域通貨活用との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の地域通貨実施団体との交流</li> <li>・活用対象として援農の導入</li> </ul>					

(2) 年齢・階層に応じた農業体験の場づくり



施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
幼児期、小学校低学年の収穫体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JAによるちびっこ農業教室の拡充</li> <li>・JAと小学校の協議による身近な収穫体験の場づくり</li> </ul>					
小学校中・高学年の学校農園体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校と地域農家の交流による体験の場づくり(隣近接農地の活用:野菜だけでなく、うめ、くりの活用も検討)</li> <li>・栽培、収穫体験プログラムの作成と体験の実施</li> <li>・収穫農産物の学校給食での活用</li> </ul>					
中高生の職業選択として援農体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校とJAの協議による体験内容の検討</li> <li>・受入農家の体制づくり</li> </ul>					
大学生の農業実習生の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JA、農業委員会等に窓口の設置</li> <li>・受入農家の体制づくり</li> </ul>					
多様な農業体験の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜栽培を主とした農業体験農園の設置</li> <li>・うめ、くりを活用した栽培、収穫、加工体験</li> <li>・花の摘み取り、ガーデニングの体験の場づくり</li> <li>・公園の樹木を活用した剪定体験</li> <li>・落ち葉はきと堆肥づくり体験</li> </ul>					
農産物加工・料理体験講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館活動と連携した講座開催</li> <li>・農家の施設を活用した講座開催</li> </ul>					

(3) 農を活かしたまちづくり



施策の内容 ( :主体 :支援)						
項 目	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
農業景観に親しむ散策会の開催	・農家の案内による地域の散策 ・四季の農産物、農業景観の鑑賞、把握					
農業マップの作成	・散策路と農産物、景観を紹介するマップの作成					
地域施設、身近な空地の植栽の促進	・自治会等コミュニティ活動による場の検討 ・地元の植木、花きを活用した植栽の実施					
地域の食文化の継承	・地場農産物を活用したコミュニティレストランの検討 ・うどん、漬物等の伝統料理の継承と活用					

\* コミュニティレストラン：食を通してコミュニティを育む場であり、福祉、子育て、商店街活性化等のNPOが起業する例が多い。地産地消による循環型地域づくりとして活用する可能性がある。

## 推進プロジェクトとアクションプランの設定

本計画においては、行政が主体となる推進プロジェクトと、農業者、市民等が主体となるアクションプランを設定します。計画の体系別には、下表の施策を推進プロジェクト及びアクションプランとします。

### (1) 推進プロジェクト

推進プロジェクトは、主として行政が実施主体となり推進する施策であり、早期に着手する必要があるものを位置付けます。

### (2) アクションプラン

アクションプランは、農業者と市民・民間団体等が協力することにより、事業効果が高く、実現可能な施策を位置付けます。

## 推進プロジェクトとアクションプランの設定

推進プロジェクト	アクションプラン
市民と進める農地保全	
農業体験農園の整備 まちづくり事業の推進 東大農場との連携	農地周りの環境美化の推進 農業者・市民・東大の交流の促進
魅力ある農業経営の促進	
認定農業者への支援 家族経営協定の締結の促進 植木、花卉の公共利用の推進	生産者組織の交流による生産体制強化
多様な担い手の育成	
援農ボランティア育成事業の活用 農業体験農園経験者の組織化	農産物加工体験の実施 直売等販売の支援の実施
市民に身近な生産加工流通体制づくり	
めぐみちゃんブランドの普及 剪定枝等のチップ化の支援の検討 学校給食関係者の交流、学校給食の拡大	小規模な共同直売の検討 青果店における販売の検討 行事と連携した直売の拡大 消費者との交流によるニーズ把握
農家と市民の交流の促進	
農業情報の提供 小中学生の農業体験 農業マップの更新	商店街行事、地域行事への農業者の参加 多様な農業体験の場の設置 地域施設、身近な空地の植栽の推進

### (3) アクションプランの進め方

アクションプランは、農業者、市民等が主体となって進める計画であり、行政が主体にならなくても事業効果が高いと考えられることから、進め方の例を提示します。

#### 農地周りの環境美化の推進

美化する道路を検討する（ごみ投棄が多い、市民がよく散歩をする等）

沿道農家が集まり、植栽や花の植え方を検討する

自治会町内会や市民団体に呼びかけ、種まきや植え付けを行う  
（手入れの協力も依頼する）

花の咲く時期に写生、撮影のイベントを開催しPRする

#### 農業者・市民・東大の交流の促進

農業者・市民・都宇内との情報交換の機会を持つ

お互いに協力できる体制づくり

取り組みについて話し合い、協力してイベント等に取り組む

#### 生産者組織の交流による生産体制強化

野菜、果樹、植木等部会ごとの意見交換の機会を持つ

共同販売、イベントでの直売等、お互いの取り組みの情報を交換する

協力して欲しい取り組みについて話し合い、体制を検討し実施する

#### 農産物加工体験の実施

加工が可能な農産物を検討する（生産団体など中心に）

商工会等を通して食品製造・販売者（菓子、うどん等）と話し合い、  
アイデアを出しあう

消費者団体や市民団体に呼びかけ、試作品づくりを行う

市民まつり等のイベントで販売しPRし評判を把握する

評判のよいものを、商品として販売する

## 直売等販売の支援の実施（市民団体との連携による直売）

市民団体との連携した共同直売に関心のある農業者を募る

地場農産物購入に関心のある市民団体に呼びかける

団体の活動場所や施設等で直売が可能な場所を検討する

農業者による納入体制、団体による販売体制を検討する

可能な範囲（日時、場所等）での直売を実施する

## 小規模な共同直売の検討

直売実施農業者の集まりを持ち共同直売に関心のある農業者を把握する

農業者の話し合いを持ち生産品目や量を検討する

共同直売ができる場所を検討する（利用者の多い既存の直売所、協力してもらえ  
る民間施設、駐車場等）

販売の方法を検討し（交代で店番、市民の協力等）実施する

## 青果店における販売の検討

J A生産部会等で販売を希望する農業者を募る

商工会等を通して青果店との話し合いの機会を持つ

協力できる青果店と農業者で搬入、価格等のルールをつくる

ルールをもとに実施して、問題点、成果を把握し拡大を検討する

## 行事と連携した直売の拡大 ・ 商店街行事、地域行事への農業者の参加

行事に参加を希望する農業者を募る

商店会、自治会・町内会と話し合い、行事内容を把握する

行事の時期に収穫できる農産物、加工体験を検討する

行事の中に直売や加工体験のプログラムを設定する

行事の1つのイベントとして実施する

## 消費者との交流によるニーズの把握（直売所と通じた把握と実践）

直売所利用者にアンケートを行ってみる（品目・量・価格、直売方法、希望等）

アンケート結果をもとに利用者との懇談会を持つ（収穫イベントなどかねるのもよい）

話し合いをもとに生產品目や直売の方法（畝売り、株売り等も含めて）を検討し実施する

## 多様な農業体験の場の設置（地域でのうめ、くりを有効に活用した場づくり）

うめ、くり畑を体験の場に提供できる農家を募る

自治会・町内会で収穫や加工体験を希望する住民を募る  
（老人会や子供会で取り組むこともよい）

うめやくりの栽培方法、加工（梅干し、渋皮煮等）を書いた資料をつくり、参加希望者に配布する

収穫体験（くり拾い）や加工体験（梅干しづくり）を実施する  
（参加費：収穫代金等として販売の実績をつくる）

次年度からは、剪定等の手入れから、収穫、加工までの一貫した取り組み検討し、地域の農業体験の場として定着する。

## 地域施設、身近な空地の植栽の推進

集会所や空き地できれいにしたい場所を探す

花の栽培や植栽の希望者を募る

花や植木の農家を講師にして、栽培方法を教えてもらう

花木の植栽する日を決め、イベントして実施する

手入れを行い花の咲く時期に写生、撮影のイベントを開催しPRする

#### (4) 重点プロジェクトとの関係

西東京市基本構想・基本計画は、基本理念及び将来像に効率的に近づくために、4つの重点プロジェクトを設定して、行政、市民、企業・団体等の連携により実現するものとしています。また、このプロジェクトは当初から予定する取り組みや事業を実行するだけでなく、コンセプトに沿った新たな取り組みや活動等も含めて進めることを前提としています。

農業振興計画における、推進プロジェクト及びアクションプランも、この重点プロジェクトに該当する施策を位置付け、分野の横断的な取り組みや行政、市民、企業・団体との連携による実現を図るものとします。

重点プロジェクトとして検討する施策は以下のとおりです。

#### 重点プロジェクトの項目として検討する施策

項 目	推進プロジェクト及びアクションプラン
西東京ブランド発信プロジェクト	めぐみちゃんブランドの普及 農産物加工体験の実施
ふれあいサポートプロジェクト	商店街、地域行事への農業者の参加 多様な農業体験の場の設置
やすらぎグリーンプロジェクト	農地周りの環境美化の推進 地域施設、身近な空地の植栽の推進
いきいきチャレンジプロジェクト	農業体験農園の整備 農業体験農園経験者の組織化

：推進プロジェクト      ：アクションプラン

## 推進体制の確立

### (1) 計画実現に向けた各主体の役割

今後、計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、連携した取り組みが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

#### 計画実現に向けた各主体の役割

計画に関わる主体	主な役割
農業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的にすすめる</li><li>・農業を発展させるために、市民、民間との連携をすすめる</li></ul>
J A	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業者団体の活性化を図るための取組をすすめる</li><li>・農業経営をすすめやすい環境をつくる</li><li>・農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割をはたす</li></ul>
市民・市民団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・安全な食生活、地域環境の担い手として計画を主体的にすすめる</li><li>・農業の理解者として農業者との連携、支援をすすめる</li></ul>
民間団体（商工会・企業・NPO等）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の構成員として、地場流通など農業者と市民を結ぶ役割をはたす</li><li>・人材や経営のノウハウなどを提供する</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・各団体や個人の連携や活動を支援する</li><li>・計画にもとづく必要な施設、設備の整備を支援する</li><li>・計画に関する情報提供、進行管理を行う</li><li>・農業委員会は、上記の項目の他、計画推進に必要な市への意見の提出、提案を行う</li></ul>

### (2) 計画実現に向けた体制づくり

#### 1) 計画推進組織の確立

本計画に関わる農業者・農業者団体、J A、市民・市民団体、民間団体、行政等からなる計画推進組織を設置し、お互いの役割を確認し、各施策の具体化に向けた取り組みを連携してすすめるものとします。

#### 2) 庁内体制の確立

本計画は、農業を中心として、地域環境、教育、まちづくり等多岐に渡る施策を提案しています。そのため、関係部課との定期的な協議や、調整、連携をすすめ、計画の実現を図るものとします。また、行政施策として具体化するためには、基本構想・基本計画にもとづく実施計画と連携し、具体化を図るものとします。

## 計画実現に向けた体制づくり

項 目	内 容
計画推進組織の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画推進組織の設置</li> <li>・ 推進プロジェクト、アクションプランの実践、支援</li> <li>・ 計画の進行状況の把握、提案</li> </ul>
庁内体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の具体化を図る実施計画との調整</li> <li>・ 施策に関連する部課との調整</li> <li>・ 関連部課共同の取り組みによる計画の実現</li> </ul>
食育推進計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農と食育の取り組みによる計画の実現</li> </ul>